

(第1号様式)

# 一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名  
電話番号

印

下記により、県（企業局）有地売却の一般競争入札に参加したいので、書類を添えて申し込みます。

記

入札第  号物件 の入札に参加します。

(入札物件番号を記入)

入札保証金の納付方法 ①納付書 ②免除  
(いずれか一つに○をつける)

添付書類

- (1) 印鑑証明書
- (2) 身分証明証（個人の場合）又は法人登記簿謄本（法人の場合）  
※ 身分証明証は、市町村が交付しています。  
※ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）は、法務局が交付しています。
- (3) 誓約書（第11号様式）  
※ 法人の場合は、別添「役員名簿」（第12号様式）も併せて提出してください。
- (4) ①納付書を選んだ場合：入札保証金発行依頼書（様式第2号）  
②免除を選んだ場合：入札保証金免除申請書（様式第3号）、入札保証保険契約書
- (5) 代表者選任届（様式第10号）  
※ 共有名義で購入する場合のみ添付してください。

\* (1) 及び (2) は申込日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

(第2号様式)

# 入札保証金納付書発行依頼書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名  
電話番号

印

下記により、県（企業局）有地売却の一般競争入札に参加したいので、入札保証金納付の為の納付書の発行をお願いします。

記

入札第  号物件 の入札に参加します。

(入札物件番号を記入)

入札保証金額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注 金額の記入は、算用数字を使用して鮮明に記載し、その頭部に「¥」を記入してください。

(第3号様式)

# 入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

電 話 番 号

下記物件の入札に参加するにあたり、以下のとおり入札保証金の納付免除を申請します。

記

(1) 入札第  号物件

(入札物件番号を記入)

(2) 入札保証金納付免除金額 金 円

(3) 添付書類  
入札保証保険契約書

(第4-1号様式)

企業経第号  
令和 年 月 日

殿

沖縄県公営企業管理者  
企業局長

## 入札参加資格認定通知書

令和 年 月 日付けで申込のあった一般競争入札参加申込については、入札参加資格がある者と認定したので通知します。

つきましては、貴殿が見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を、下記のとおり納付してください。

記

(1) 納付期日

(2) 納付方法

(3) 納付場所

(第4-2号様式)

企業経第 号  
令和 年 月 日

殿

沖縄県公営企業管理者  
企業局長

## 入札参加資格不認定通知書

令和 年 月 日付けで申込のあった一般競争入札参加申込については、下記理由により貴殿を当該入札について参加資格の無い者と認定したので通知します。

記

理由

(第5号様式)

企業経第号  
令和 年 月 日

殿

沖縄県公営企業管理者  
企業局長

## 入札保証金納付免除承認・不承認書

令和 年 月 日付けで申請のあったみだしのことについては、下記のとおり承認（不承認）します。

記

入札保証金納付免除額 金 円

(第6号様式)

# 入札書

次のとおり、入札します。

入札第  号物件の入札に参加します。

(入札物件番号を記入)

## 入札金額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注) 金額の記入は、算用数字を使用して鮮明に記載し、その頭部に「¥」を記入してください。

(注) 金額の訂正は認めません。

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企 業 局 長 殿

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
電 話 番 号

印

代理人住所  
代理人氏名

印

(第7号様式)

# 委任状

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 殿

申込人 住 所

氏名又は名称

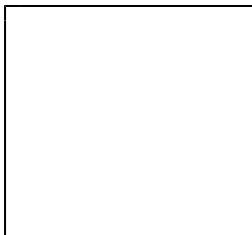
代表者名 印

入札名 県（企業局）有地売払いの一般競争入札  
（令和 年 月 日入札第 号物件）

私は（住所） （氏名）

を代理人と定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印



(第8号様式)

企業経第号  
令和 年 月 日

殿

沖縄県公営企業管理者  
企業局長

## 落札決定通知書

令和 年 月 日に実施した下記1の県（企業局）有地の一般競争入札については、貴殿を落札者として決定したので通知します。  
なお、契約締結に際しては、下記2に御留意ください。

### 記

#### 1 県（企業局）有地の所在、地番等

(1) 所在

(2) 地積  $m^2$

#### 2 留意事項

(1) 契約保証金（落札額の100分の10以上の金額）を納付すること。

(2) 令和 年 月 日までに売買契約を締結すること。

(第9号様式)

企 業 経 第 号  
令和 年 月 日

殿

沖縄県公営企業管理者  
企 業 局 長

## 不落決定通知書

令和 年 月 日に実施した下記1の県（企業局）有地の一般競争入札については、貴殿は落札者となりませんでしたので通知します。

記

1 県（企業局）有地の所在、地番等

(1) 所 在

(2) 地 積  $m^2$

(第10号様式)

# 代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企 業 局 長 殿

私たちは、この度、貴局所有の下記物件を共同買受けするため、代表者として

( 住所 ) \_\_\_\_\_

( 氏名 ) \_\_\_\_\_

を選任し、入札及び契約に関する一切の行為を代表させます。

なお、債務は各自連帯して負担します。

## 記

### 1 共同購入する物件

(1) 物件番号 第 \_\_\_\_\_ 号物件

(2) 物件の所在地 \_\_\_\_\_

### 2 共同買受人

住 所	氏 名	印(実印等)
〈代表者〉		
〈以下共同買受人〉		

(注) 共同買受人は、実印等の登録印を押印し、全員の印鑑証明書（届日前3ヶ月以内の発行）を添付してください。

(第 11 号様式)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企 業 局 長 殿

住 所

フリガナ  
氏 名

印

私は下記の事項について、誓約いたします。

また、入札に際しては、入札案内書、物件説明書、土地売買契約書及び入札物件の法令上の規制等全てを承知の上参加いたしますので、後日これらのことについて、沖縄県企業局に異議及び苦情の申し立てを行いません。

なお、入札参加資格の確認のため、貴局が入札参加申込者を沖縄県警察本部に照会することについて承諾いたします。

### 記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しておりません。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しておりません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 4 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に該当する者ではありません。

※ 法令の内容については、別紙「法令」を御覧ください。

## 法 令 抜 粹

### ●【地方自治法施行令】（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### ●【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

### ●【地方自治法】（職員の行為の制限）

第 238 条の 3 第 1 項 公有財産の事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

(第12号様式)

## 役員名簿

番号	シメイ (カタカナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別
			元号	年	月	日	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

対象者：法人登記簿の役員に関する事項欄に記されている役員全員

(第 13 号様式)

# 現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企 業 局 長 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名  
電 話 番 号

印

下記により、一般競争入札の現地説明会に参加したいので、申し込みます。

記

入札第

号物件 の現地説明会に参加します。

(入札物件番号を記入)

提出方法

(1) 郵送の場合

宛 先 〒900-8570  
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県企業局経理課管財班(入札担当)あて

(2) FAXの場合

FAX番号 098-866-2805

申込期間

令和2年12月25日(金)～令和3年1月19日(火)  
(※郵送の場合は、申込期間内必着)

(第 14 号様式)

入札保証金還付請求書

- 1 入札参加物件 物件番号：入札第\_\_\_\_\_号物件  
所在地：\_\_\_\_\_
- 2 請求金額 \_\_\_\_\_円（入札保証金納付額）
- 3 還付の事由 沖縄県（企業局）有地売払いの一般競争入札において  
落札者とならなかったため。

上記のとおり、沖縄県（企業局有地）有地売払いの一般競争入札に係る入札保証金の  
還付を請求します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

沖縄県公営企業管理者  
企 業 局 長 殿

(口座振込先)

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

# 契約保証金充当申出書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企 業 局 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

印

下記の契約について、入札保証金を契約保証金に充当していただきたく申し出いたします。

## 記

1. 契 約 名 県有財産（土地）売買契約  
物件一

2. 入札保証金の額 円

# 県有財産（土地）売買契約書（案）

売出人沖縄県公営企業管理者企業局長 棚原 憲実（以下「甲」という。）と買受人\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、下記条項により、県有財産（土地）の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（囲い等土地の定着物を含む）（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在 ・ 地 番	地 目	地 積
		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
合 計		m <sup>2</sup>

2 第1項に掲げた地積は登記記録面積であり、今後、実測面積との間に差違が生じたとしても、甲及び乙は、売買代金の増減請求その他何等異議を申し出ないものとする。

3 乙は、第1項の売買物件が契約の内容に適合するものであることを容認した上で当該物件を買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 （落札金額） 円 とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 （落札金額の10%） 円を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当することができるものとする。

2 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める

契約保証金を甲に帰属させることができる。

(代金の支払等)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金と契約保証金との差額を令和3年3月24日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(延滞金)

第6条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期限までに甲に支払わなかったときは、売買代金の金額にその納入期限の翌日から支払のあった日までの期間の日数に応じ、年2.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を甲に支払わなければならない。

(登記に必要な書類)

第7条 乙は、本契約締結後、速やかに所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転及び登記の囑託)

第8条 売買物件の土地所有権は、乙が第3条の売買代金(第6条の延滞金がある場合は、これに含む。)の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した後、遅滞なく所有権移転登記の囑託をするものとする。

3 前項の所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第9条 前条第1項の規定により、売買物件の所有権が乙に移転したときに、甲から乙へ売買物件を引き渡したものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失又は損傷したときには、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって売買物件が滅失又は損傷したときは、売買代金の支払いを拒むことができない。

3 甲が乙に売買物件を引き渡した場合において、その引き渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって、滅失し、又は損傷したときは、乙は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、乙は売買代金の支払いを拒むことができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約締結後、売買物件に契約の内容に適合しないもののあることを発見しても、売買代金減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は履行の追完の請求をすることができない。

2 乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は履行の追完の請求のみ請求することができる。ただし、契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるとき、又は乙が本契約締結時に契約不適合を知っていたときは、この限りで

ない。

3 前項の権利は、売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項について定める必要が生じたときは、沖縄県の関係条例及び規則等によるほか、甲乙両者協議して決定する。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、沖縄県庁の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県公営企業管理者企業局長 棚原 憲実

乙